モビルス株式会社 定款

2024 年 11 月 28 日改訂

第１章　総則

（商　号）

第１条　　当会社は、モビルス株式会社と称し、英文では Mobilus Corporation と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

１．CX（顧客体験）に関するシステムの企画、開発及び販売

２．インターネット、電子メール、携帯電話網等を利用したサービスの企画、開発及び運営

３．インターネット、電子メール、携帯電話網等を利用した広告マーケティング・システムの企画、開発及び運営

４．インターネットを利用したマーケティングの立案及び実施

５．インターネットによる各種情報及び各種商品流通情報の収集、処理、販売に関する業務

６．ソフトウェアの企画、開発及び販売

７．電気通信事業法に基づく電気通信事業

８．投資事業

９．電気通信機器、情報通信機器及びコミュニケーションに係るハードウェアの設計、開発、製造、輸入並びに販売

10．電子商取引、電子決済システムの企画及び電子送金システムの開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理業

11．工業所有権、著作権等その他の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリング、ソフトウェアの取得、開発、保守及び販売

12．前各号の代理業、仲介業

13．前各号に係るコンサルティング業

14．前各号に係る調査、研究、講演会、シンポジウム、カンファレンス、セミナー、研修等の企画、立案及び運営並びにそれらの受託

15．前各号に係る労働者派遣事業

16．前各号に関連する一切の業務

（本店所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）

第４条　　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告することができないやむを

得ない事由があるときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株式

（発行可能株式総数）

第５条　　当会社の発行可能株式総数は、20,843,300 株とする。

（自己株式の取得）

第６条　　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第７条　　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

３．募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 11 条　　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが

できる株主とする。

2　第１項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集時期）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者）

第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役が株主総会を招集する。

（議長）

第 14 条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2　取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役が議長となる。

（電子提供措置）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めているものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

2　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）

第 17 条　　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　　会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第 18 条　　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第 19 条　　当会社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 20 条　　当会社の取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第 21 条　　取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第 22 条　　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

２　　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第 23 条　　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

２　　代表取締役が１名の場合はその者を社長とし、代表取締役を複数定めた場合は取締役会の決議により代表取締役の中から社長を定める。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 24 条　　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　　取締役社長に事故があるときは、他の取締役が取締役会を招集し、互選によって議長を定める。

（取締役会の招集通知）

第 25 条　　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条　　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条　　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 28 条　　取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から 10 年間本店に備え置く。

（取締役会規程）

第 29 条　　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第 30 条　　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任

額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役の報酬等）

第 31 条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第 32 条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（監査役の員数）

第 33 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第 34 条　監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第 35 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（常勤監査役）

第 36 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 37 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催するこ

とができる。

（監査役監査規程）

第 38 条　　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役監査規程による。

（監査役の責任免除）

第 39 条　　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2　　当会社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役の報酬等）

第 40 条　　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 41 条　　当会社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第 42 条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 43 条　　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 44 条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）

第 45 条　　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月 31 日までの年１期とする。

（期末配当金）

第 46 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

（中間配当金）

第 47 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第 48 条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第８章　附則

（法令の準拠）

第 49 条　　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。